

令和3年10月29日
文 部 科 学 省
高等教育局大学振興課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和3年9月1日から令和3年9月30日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計6件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 制度内容への意見について	一部であれば、科目等履修生として修得した単位の合算を可とするのはいいが、このような「単位」は例外的なものであるべきで、総単位数の1割程度を限度とすべきではないか。	大学で入学前に修得した単位の認定については、従前から可能であり、単位認定に上限を設けるべき特段の事情はこれまでのところ生じていないものと承知しており、今般の制度改正に併せて単位認定の上限を設けることとはしていません。
2. その他制度の運用に関する意見や質問について	大学入学資格を有さない者でも科目等履修生になることができるのか。	従来より、制度上は可能ですが、科目等履修生の受け入れについては、各大学において具体的な要件を定めています。
	本制度を利用する高校生の高校での授業時間の確保、科目等履修生としての程度の単位を修得すれば修業年限の通算が可能となるか、科目等履修生として支払った授業料と大学入学後の授業料の扱い等について具体的な実施方法を示すべき。	御指摘の具体的な制度の運用方法については、各高等学校・大学等がそれぞれの状況に応じて適切に判断いただくべき内容と考えます。
	修業年限の通算はどこの大学に入っても可能なのか。	今回の制度改正は、科目等履修生として大学の単位を修得し、その後当該大学に入学した場合に、修業年限の通算を可能とする制度に関わるものです。